

《お取引前の重要説明事項》

本書面には、金融商品取引法第37条の3第1項の規定並びに商品先物取引法第217条により、これからフォレックス・ドットコムジャパン株式会社(以下「当社」)と外国為替証拠金取引及び商品 CFD 取引を行われるお客様に対してご説明することが必要とされる重要な事項が記載されています。当社と契約し、お取引を開始される前に本書面に記載された内容を十分にお読み下さい。

★当社の会社概要及び連絡先:

商号	フォレックス・ドットコムジャパン株式会社
住所	東京都港区麻布台1丁目11番9号 CR 神谷町ビル7階
電話	03-5545-3655(代表)
FAX	03-5545-3654
フリーダイヤル	0120-288-168
ホームページ	http://jp.forex.com
代表者	代表取締役 シェーン・ブランシタイン/代表取締役 百瀬 茂
業務	金融商品取引業/商品先物取引業
業務内容	店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)、店頭商品デリバティブ取引(商品 CFD 取引)
会社設立	平成14年4月17日
登録番号	関東財務局長(金商)第291号
加入協会名	一般社団法人 金融先物取引業協会(会員番号 1539)
加入協会名	日本商品先物取引協会

★苦情受付窓口

受付時間	平日 9:00~23:00
窓口	クライアントサービス
受付方法	電話:0120-288-168 メール:jpclientservices@forex.com ファックス:03-5545-3654 郵送:上記住所

★苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

金融商品取引業関連

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号/受付時間 0120-64-5005(フリーダイヤル) / 平日 9:00~17:00

URL <http://www.finmac.or.jp/>

所在地 東京:東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館

大阪:大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

商品先物取引業関連

苦情相談・紛争仲介 日本商品先物取引協会 相談センター

電話番号/受付時間 03-3664-6243 / 9:00~12:00 13:00~17:00 月曜~金曜(除祝日)

URL <http://www.nisshokyo.or.jp>

所在地 東京:東京都中央区日本橋小網町 9 番 4 号

1. 取引による損失のリスクと注意事項

外国為替証拠金取引及び商品 CFD 取引(以下「本取引」)は、元本や利益の保証がなくリスクを伴う取引です。また、場合によっては、お客様が預託した金額を超える損失(元本超過損)を被る場合があります。お取引を開始する前に必ず取引の内容、危険性等をご理解いただき、ご自身の判断と責任で取引を行う必要があります。また、本取引において当社はお客様との各契約及び取引上において、お客様の相対当事者となります。お客様の注文について、当社が取次ぎを行い、お客様若しくはその取引相手方を代理し、又はお客様及びその取引相手方の間の取引を媒介することはありません。

本取引は、為替取引市場の相場、商品 CFD の参照市場における原資産の相場、取引の種類に対応した指標の変動その他要因等により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。また、取引の種類に応じた金利等の調整金(ロールオースワップ)によって損失が発生する可能性があります(ロールオースワップについては本書面「6. ロールオーバー及びロスカットに係わることについて」及び「23. 商品 CFD 取引について、ア)ロールオーバー制」を併せてご参照下さい)。また、本取引においては、当社が提示する買値と売値の価格に値差(スプレッド)が存在します。この値差はロールオースワップにも存在します。

本取引はお客様からお預かりする預託金に比べて大きい額が取引されることに加え、下記の事由による取引・市場環境の変化によりスプレッド幅の拡大、取引や注文発注・変更・取消・確認が不能となる、又は意図しない約定並びに約定価格の発生の結果、予期せぬ損失が発生するなどのリスクがあり、当社はこれら損失につき、一切免責となることを予めご了承下さい。

- ・ 国内外の政治経済上または対象取引の参照市場内での重大な事件・決定・変化
- ・ 上記又は国内外祝祭日(その前日等も含む)、週末・週初における流動性の低下
- ・ 当社又はお客様のサーバー、コンピューター及びその周辺機器、関連ソフトウェア、プログラム他の故障、誤動作及び不具合の発生、通信機器・通信回線の混線、不通、故障他
- ・ 自然災害、事故、同業罷免、戦争、暴動、内乱、テロ行為、不可抗力他、当社の攻めに帰さない理由による事業所・家屋の損壊、通信回線及び電力供給の遮断・不通・混線その他
- ・ 上記以外に発生し得るリスクの発生(本書面「5. 注文が行えない可能性」及び商品 CFD をお取引される際は 23. 商品 CFD について オ)リスク)も併せてご参照下さい

* 一度成立した約定は本書面「25. その他(ア) マニフェスト・エラーについて」の記載事項以外は原則として取消や訂正を行うことはございません。お取引の際はシステムの操作方法等をご確認の上お取引をお願いします。

2. カバー取引相手方

お客様がお取引される外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項)、また商品 CFD 取引は店頭商品デリバティブ取引(商品先物取引法第2条第14項)であり、お取引の相手方は当社となります。当社は、お客様と当社の間での取引を成立させると同時に、当該取引により生じ得る当社の市場リスクの回避を-目的として、金融機関を相手方としてカバー取引を行っております。

当社の「カバー取引」の相手方の名称、監督機関及び業務内容は以下のとおりです。

外国為替証拠金取引、商品 CFD 取引

名 称 : GAINCapital Forex.com UK Ltd.

監督機関 : UK FSA(英金融サービス機構)

業務内容 : 外国為替証拠金取引、商品 CFD 取引

3. 証拠金等の管理(信託保全)

(1) 当社ではお客様からの本取引に係る証拠金の全額を DB 信託株式会社に金銭信託し当社の固有財産とは分別して保管を行います。

(2) 信託保全の対象は毎営業日ニューヨーク時間午後 5 時(米夏時間適用時は日本時間午前 6 時、同冬時間適用時は日本時間午前 7 時、以下「ニューヨーククローズ」)時点での証拠金額に、お客様の保有するポジションと評価レートにより算出した評価損益を反映した金額となります(お客様からお預かりした証拠金に、算出した評価損益を反映した金額を、以下「証拠金等」といいます。)。また当社では、証拠金等の総額以上の金銭が信託口座に分別保管されるよう証拠金等の保全を図ります。

(3) 証拠金等が DB 信託株式会社の信託口座へ入金されるまで、上記信託保全の対象となりませんが、その間もお客様からの証拠金預り口座であることがその名義により明らかな銀行口座にて当社の固有財産とは分別して証拠金等の管理を行います。但し、かかる銀行口座にて証拠金等の管理を行っている間に当社又は当該銀行が破たんした場合、お預かりした証拠金等の一部又は全部が返還されない可能性があります。

(4) 当社では受益者であるお客様の利益を代表する受益者代理人として弁護士を選定し、信託契約に基づく業務を委託します。受益者代理人は保全金額の照合、証拠金等の信託状況等の管理、監督を行います。受益者代理人は信託契約書第 16 条 2 項に定める事項について受益者代理人が確認を行う事務を当社の内部管理責任者に委託します。

(5) 受益者代理人は、当社に支払い停止、破綻等の事象が生じた場合、DB 信託株式会社から信託財産の返還を受けます。その際お客様の残存ポジションを清算し、諸費用を控除して、お客様の口座資産に応じて配分額を計算し証拠金等を返還します。なお、お客様が受益者代理人を通じて証拠金等相当額を受領された場合は、その金額について当社のお客様に対する証拠金等の返還がなされたこととなります。

(6) DB 信託株式会社は、当社及び受益者代理人の監督、選任の責任を負うものではありません。又、当社に替わってお客様に対する証拠金等の支払い義務を負うものではありません。またお客様は DB 信託株式会社に対し、直接証拠金等の支払い

請求を行うことはできないものとします。

(7) 当社の支払い停止、破綻等の事象が生じた場合には、お客様へ資金の配分をする際、受益者代理人とDB信託株式会社にお客様の個人情報を提供することがあります。

4. 当社その他の者の事情及び状況の変化による損失の危険性

システム不具合その他の原因での当社の業務に支障が生じ、決済取引を適時に行えない場合には、お客様の保有ポジションの強制決済(以下、「ロスカット」)の措置(本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい。)も適宜な価格で執行されない可能性があり、お預かりした証拠金額以上の損失を被ることがあります。尚、全ての注文は当社が別途認めた場合を除いて当社の取引システムを経由する方法のみでお受けいたします。

上記に限らず、当社、カバー取引先、又は当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、お預かりした証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、又は困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

5. 注文が行えない可能性

取引システム(お客様が本取引に関連して使用した第三者の提供するシステム、ソフトウェア、プログラム及び機器を含みます。)又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと(お客様の誤入力又は操作自体に起因する場合も含みます。)により、誤約定の発生又は成行取引、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があり、その場合お客様に損失が発生する可能性があります。また取引市場での変動が激しい場合や流動性低下その他の事情から、注文の発注、変更、取消しが行えない、取引が成立しない又は意図しない約定又は約定価格の発生の可能性がございます。尚、一度成立した約定はマニフェスト・エラー(本書面「25. その他 (ア) マニフェスト・エラー」)発生時を除いて取消や変更は一切できませんので、システムをお使いになる前にデモ取引でシステムの使用法に慣れ親しむことをお勧めします。

当社は全てのお客様から発注される注文執行時又はロスカットの際、注文または取引を統合して執行し約定することができるものとします。このためお客様の約定結果

が時として不利に働く場合があります。また、注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不相当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。尚、注文は前記以外の理由でも成立されない場合がございます。これに関連して、同通貨ペアで同値指値の注文に関しては受注時間と受注量を兼ね合い約定執行されますが、これは必ずしも当社の義務ではないことを御了承下さい。

6. ロールオーバー及びロスカットに係わることについて

本書面「1. 取引による損失のリスクと注意事項」でご案内しましたとおり、ポジションのロールオーバー時に、通貨間の金利差調整が行われます。その結果、お持ちのポジションの種類によっては損失(金利の支払い)が発生いたします。金利差調整は取引・市場環境の変化でその額及び受取・支払いが変化する場合がございます。また、ロスカットの執行時に、相場の急激な変動によりお預けになっている証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。証拠金を上回る損失が発生した場合は、お客様のご負担になります(本書面「15. ロスカットについて」をご参照ください)。尚、商品 CFD 取引の場合、貴金属以外は上記ロールオーバーが行われることなく、予め決められた最終取引日時までにお客様がご自身でオープン・ポジションに対し反対売買を行わなかった場合は、当社の裁量に基づき当該ポジションの強制決済を執行いたします。その場合発生した損益はお客様の勘定で清算が行われます(商品 CFD に関しては 23. 商品 CFD について ア)ロールオーバー制も併せてご参照下さい)。

7. 手数料について

7-1 取引手数料

売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。

7-2 口座管理料

お客様への快適なお取引環境を提供するために、サーバーの負荷分散・負荷軽減を目的として、長期間お取引のない取引口座に対し口座管理料として月額 2,100 円(消費税含む)を課金させていただく場合があります。

7-3 口座管理料課金対象口座

上記口座管理料は、口座残高が 10 万円以下で、且つ計算基準時点より過去 180 日間以上お取引及び保有ポジションのない取引口座に対し課金させていただきます。

8. 手数料(口座管理料)の徴収について

口座管理料はお客様の取引口座より引落しをさせていただきます。またお客様の口座残高が口座管理料に満たない場合には、口座残高の範囲内で徴収させていただきますので、お客様の取引口座の残高が0円未満になることはなく、別途お客様に支払い義務も発生いたしません。

9. クーリング・オフについて

外国為替証拠金取引については、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除することはできません(金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリング・オフの規定は適用されません)。また、商品CFD取引につきましてもクーリング・オフは認められておりません。

10. 取引時間

外国為替証拠金取引並びに商品CFD(金・銀)取引に関しては月曜午前6時から土曜午前6時まで(米国夏時間適用時。冬時間適用時は月曜午前7時から土曜午前7時まで)が取引時間となります。上記以外の商品CFD取引の取引時間については上記とは異なりますので、取引要綱にてご確認ください。また、取引時間はメンテナンスその他の理由から中断及び調整がなされる場合がございます。また、お客様の注文発注後は注文内容並びにオープン・ポジションをお持ちの場合は口座内の維持証拠金額の推移の確認を適宜行い、当社のお客様口座に関する連絡等に対して、いつでも対応できる状態にすることがお客様独自の責務となります。

11. 取引に関する禁止行為

11-1

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び社内ルールによりお客様を相手とした外国為替証拠金取引に関して以下の行為は禁止されております。

(1)外国為替証拠金取引契約(お客様を相手とした外国為替証拠金取引を行うことの契約)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。

(2)お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解されるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為。

(3)外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為。但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前一年間に、二以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対して外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為を除く。

(4)外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。

(5)外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。

(6)投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令と当社で定める次の行為。

1.	外国為替証拠金取引契約締結前の書面の交付に関し、その記載事項について、あらかじめ、お客様に対して契約締結前交付書面に記載された事項についてお客様の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、外国為替証拠金取引契約を締結する行為。□
2.	外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。□
3.	外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)。□
4.	外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。□
5.	外国為替証拠金取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該外国為

	替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。□
6.	外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券、その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。□
7.	外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
8.	外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。□
9.	外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為。□
10.	あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等をする行為。□
11.	外国為替証拠金取引につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)。□
12.	取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値その他の事項について、お客様の同意を得ないで定めることが出来ることを内容とする受託契約を締結する行為。□
13.	店頭金融先物取引の受託等につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。□
14.	外国為替証拠金取引につき、お客様に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為。□
15.	外国為替証拠金取引につき、自己又は第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はこれらについて生じたお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為。□
16.	外国為替証拠金取引につき、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はこれら

	について生じたお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。□
17.	個人である金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為。□
18.	外国為替証拠金取引の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、金融商品取引の受託等を行うこと。□
19.	お客様に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱を委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は棄損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。□
20.	お客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(業務上で知りえた公表されない情報を意味します。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外のために利用しないことの措置を怠ること。

11-2 商品先物取引業者として、商品先物取引法による店頭商品デリバティブ取引としての商品 CFD 取引等の受託等(お客様を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う行為を言います。以下同じ。)に関して、下記の行為は禁止されております。

(1)本取引の契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭商品デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

(2)お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭商品デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

(3)店頭商品デリバティブ取引の契約締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭商品デリバティブ取引の契約締結の勧誘をする行為(但し、継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の取引又は他の金融商品取引のあった者及び勧誘の日に未決済の取引の残高を有する者に限ります。)に対しする勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する市場変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

- (4)店頭商品デリバティブ取引の契約締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5)店頭商品デリバティブ取引の契約締結につき、お客様があらかじめ店頭商品デリバティブ取引の契約締結をしない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が店頭商品デリバティブ取引の契約締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6)店頭商品デリバティブ取引の契約締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7)店頭商品デリバティブ取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為
- (8)店頭商品デリバティブ取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし又はお客様の利益に追加するため、お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、お客様又はその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、又は第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為
- (9)店頭商品デリバティブ取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10)店頭商品デリバティブ取引の取引説明書の交付に際し、当該説明書の内容についてお客様の知識、経験、財産の状況及び店頭商品デリバティブ取引の契約締結目的に照らしてお客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- (11)店頭商品デリバティブ取引の契約締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12)店頭商品デリバティブ取引の契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者を

して特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)

(13)店頭商品デリバティブ取引の契約締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

(14)店頭商品デリバティブ取引の契約に基づく取引の執行、その他の金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

(15)店頭商品デリバティブ取引の契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16)店頭商品デリバティブ取引の契約締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないでお客様を集めて店頭商品デリバティブ取引の契約締結を勧誘する行為

(17)あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭商品デリバティブ取引を行うこと

(18)当社役員もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭商品デリバティブ取引を行うこと

12. 取扱商品概要

FOREXTrader スタンダード口座：

- ・ 取引単位 1 ロット 10 万通貨単位
- ・ 証拠金率：
 - －個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)又は 10%(レバレッジ 10 倍)、20%(レバレッジ 5 倍)の選択制
 - －法人のお客様 1.0%(レバレッジ 100 倍)

FOREXTrader ミニ口座：

- ・ 取引単位 1 ロット 1 万通貨単位
- ・ 証拠金率：
 - －個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)又は 10%(レバレッジ 10 倍)、

20%(レバレッジ 5 倍)の選択制

－法人のお客様 0.5%(レバレッジ 200 倍)又は 1.0%(レバレッジ 100 倍)

MetaTrader 4(以下 MT4)口座:

・ 取引単位 1 ロット 1000 通貨単位から 10 万通貨単位まで

・ 証拠金率:

－個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)

－法人のお客様 0.5%(レバレッジ 200 倍)1.0%(レバレッジ 100 倍)

4.0%(レバレッジ 25 倍)の選択制

Mirror Trader 口座

・取引単位 1 ロット 1,000 通貨単位から

・証拠金率:

－個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)

－法人のお客様 0.5%(レバレッジ 200 倍)1.0%(レバレッジ 100 倍)

4.0%(レバレッジ 25 倍)の選択制

* 商品 CFD の証拠金率は本書面「23. 商品 CFD 取引について」、及び当社ホームページ FOREX.com(フォレックス・ドットコム)のサービス一覧を併せてご覧ください。

13. 売買による差損益金の振替

ポジションを決済したことにより生じた差損益金は、自動的にお客様の証拠金に振替られません。

14. ポジションの評価について

お客様がお持ちのポジションはリアルタイムで評価されます。

15. ロスカットについて

顧客取引契約書第 19 条及び本書面「21. 契約の終了について」適用事由の発生又は、口座の預託金残高が必要証拠金額を割り込んだ後、本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」記

載の各条項に従いお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部は当社の裁量と判断によりロスカットされます。

当社ではレバレッジ取引である外国為替証拠金取引及び商品 CFD 取引において、お客様に余裕のある証拠金運用を行っていただく為に二段階でのロスカット制度を用意しています。

ニューヨーククローズロスカット - 証拠金維持率が 100%を割り込んだ場合

リアルタイムロスカット - 証拠金維持率が 15%を割り込んだ場合

a) ニューヨーククローズロスカット

ニューヨーククローズロスカットは毎営業日のニューヨーククローズに、お客様の取引口座の証拠金維持率が 100%以上を維持しているかどうかを確認する制度です。左記の条件を下回り、証拠金不足が発生した場合、当社の定めた時刻までに不足証拠金以上の証拠金の預託、もしくはポジションの決済にて証拠金不足を解消していただくこととなります。もし、証拠金不足が解消されない場合は、当社の定めた時刻以降に不足証拠金額を充当するまで保有ポジションがロスカットされることとなります。

ニューヨーククローズロスカットには、ロスカット実行までの猶予期間が設けられます。ニューヨーククローズより 17.5 時間後の日本時間午後 11 時 30 分(米国夏時間適用時)・翌午前 0 時 30 分(同冬時間適用時)までに、ニューヨーククローズロスカットの解除条件を満たした場合にはロスカット対象から除外されます。

なおニューヨーククローズ時点で計算された金額が証拠金不足額と確定される為、その後の相場の変動によって証拠金不足額が変動することはありません。つまりニューヨーククローズ後に相場の変動により証拠金維持率が 100%以上を回復した場合でも、その日に確定した証拠金不足額への対応は必要となります。

当社では、ニューヨーククローズロスカットに関する証拠金不足額のご連絡(マージンコール)として、毎営業日の取引終了後に対象者様宛にメールにてご連絡させていただいております。証拠金残高不足が発生した場合、以下の状態となりますのでご注意ください。

- 不足処理が完了するまでの間、新規ポジションを持つ事が出来ません。
- 証拠金が不足している間は、新規注文はすべて凍結扱いとなり約定されません。
- 決済注文は価格到達時点で約定されます。
- 証拠金が不足している間は、上記凍結扱いの新規注文が実勢レートに到達したものは取消されます。

b) リアルタイムロスカット

取引時間中、お客様の取引口座の証拠金維持率が15%を割り込んだ時点で即時にロスカットが実行される制度です。証拠金不足分を補うためのお客様への事前通告は無く、証拠金維持率が100%以上を回復するまで、その時点でのリアルタイムレートで1つまたは複数のポジションがロスカットされます(全てのポジションが対象となる場合もございます)。

お客様の取引口座がニューヨーククローズロスカットとリアルタイムロスカット双方の対象となった場合には、リアルタイムロスカットが優先して適用されます。

また Mirror Trader の場合、お客様の資産を守る観点より、それぞれのオープン・ポジション毎のストップロス を 300 ピップスとして設定しています。300 ピップス以上の損失が発生すると自動的に成行注文で反対売買が実行されます。

c) ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットに関する注意点

ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットはお客様の損失の限定を必ずしも保障するものではありません。相場環境によってはお預かりした証拠金を超える損失が発生することもあります。

両建てポジション(同じ通貨ペアの売り買いの双方のポジションを持つこと)の場合、売り買いの片方のポジションの決済のみでは証拠金不足の解消にはなりません。売り買い双方のポジションを決済する必要があります。

d) 法人契約にて当社の取引口座をお持ちのお客様へ

法人口座のお客様におきましてはニューヨーククローズロスカットの制度は適用されません。但し、取引時間中、お客様の取引口座の証拠金維持率が100%を割り込んだ場合にはリアルタイムロスカットが適用されます。

16. 売買差益に係る税金について

個人のお客様(個人事業主を除く)が行った本取引で発生した収益(売買による差益及びスワップポイント収益)は、平成24年1月1日以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人のお客様は法人

税法に基づいた税務申告を行う必要があります。当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引・商品CFD取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

17. 証拠金の増減について

当社に対する手数料のほかに、取引による損金及び取引に関する費用を証拠金から控除させていただきます。また、ポジション決済による益金は、証拠金に加算させていただきます。

18. 証拠金の返還について

余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、マイアカウント画面よりお手続きが可能です。当社所定の出金依頼書に必要事項をご記入、ご署名及びご捺印の上、当社クライアントサービスまで郵便若しくはファックス、又は画像を添付したファイルのメールの送信いただきます。出金依頼届出書の受領確認の上、原則 4 銀行営業日以内にお客様の金融機関口座へお振込み致します。

19. 口座情報について

お客様からお預かりしています取引証拠金の入出金及び残高、並びに取引明細及び経過等の書面は、すべて当社の取引システム又はウェブサイト上で提供しております。但し、ご希望のお客様には、別途有料にて送付させていただきます。また、同確認書はお客様が明細書等にオンライン上でアクセスしたか否かにかかわらず、当社によってお客様が閲覧可能となった時点で有効と見なされます。

20. 証拠金の必要額・計算方法

a) 預託証拠金 - お取引を開始する際に預託証拠金が必要です。預託証拠金の最低金額は 500,000 円 (FOREXTrader スタンダード口座)、100,000 円 (MT4 口座/Mirror Trader 口座) と 50,000 円 (FOREXTrader ミニ口座) となっております。預託証拠金は円貨でのみ承ります。外貨での受け入れ及び有価証券等をもって代用することはできません。また、送金された預

託証拠金の口座振替は当社が受領確認後直ちに行うものとし、お客様以外の名義人で送金された預託証拠金については、合理的理由又は適用法規制等に則して適法であると判断されない限り当社はこれを受領せずまたお客様の口座に振替えることはありません。尚、お客様から当社へ ATM 又は銀行窓口から送金される場合の送金手数料はお客様のご負担となります。

b) 証拠金率 - お客様に適用される証拠金比率は口座開設の際に選択される口座種類ごとにあらかじめ設定されております。現状では、4%(レバレッジ 25 倍)、10%(レバレッジ 10 倍)、20%(レバレッジ 5 倍)の 3 種(口座種類により、提供されている種類は異なります。但し、口座の種類にかかわらず、当社の取扱商品の属性によっては、当該商品をお取引された場合、その証拠金率に従い必要証拠金が計算されることとなります。詳しくは、本書面「12. 取扱商品概要」及び当社ホームページ FOREX.com(フォレックス・ドットコム)にてご確認ください。)をご提供しております。

*法人のお客様に関しては 0.5%(FOREXTrader スタンダード口座を除く)、1%、4%の証拠金率にて承っております。

*商品 CFD 等店頭商品デリバティブ取引の証拠金率他は本書面「23. 商品 CFD 取引について」をご参照下さい。

c) 口座残高 - ニューヨーククローズに確定した残高。
(口座残高 = 入金額 - 出金額 + 確定損益金額)。

d) 証拠金残高 - 口座残高に、確定損益と未確定損益を合計した金額を意味します。証拠金残高から上記の該当証拠金率を計算して取引可能総額をドル価で表示します。
(証拠金残高 = 入金額 - 出金額 + 確定損益 + 未確定損益)

e) 必要証拠金 - 取引を開始するに当たって、取引額とレバレッジに応じて算定された金額を必要証拠金といいます。この金額はお客様の預託金から担保分として一時的に差引かれます。必要証拠金は、取引額にレバレッジと対円レートに乗じて計算されます。また、必要証拠金金額は取引レートの変動に伴って変動します。
(必要証拠金 = 取引額 × 取引レート × ドル円レート × 証拠金率)

f) 維持証拠金 - 必要証拠金の 100%相当額が維持証拠金です。証拠金残高が維持証拠金相当額以下になりますと当社が予め指定した刻限までに追加証拠金の預託が必要になります。(維持証拠金 = 必要証拠金 × 100%)。

尚、新規ポジションを取得しようとする際、維持証拠金が100%を割れる新規注文は、証拠金不足と判定され、約定されません。

g) 追加証拠金預託について

証拠金残高の判定時である毎営業日ニューヨーククローズ時点でお客様の証拠金残高が維持証拠金相当額以下になった場合は、当社が予め指定した刻限までに判定時における証拠金残高と維持証拠金相当額の差額以上の追加預託又は既存のオープン・ポジションのすべて又は一部の決済が必要となり、当社はお客様に電子メール等により追加証拠金及びオープン・ポジション決済の請求を行います。追加預託は判定時後の相場状況に関わらず必要となり、指定刻限までに当社側で上記方法による維持証拠金額の回復が確認できない場合、又は市場環境等の変化により前号記載の様に余剰証拠金が必要証拠金に対して当社が別途指定した水準を下回る状態となった場合、当社の裁量と判断によりお客様の口座内のオープン・ポジションのすべて又は一部をロスカットさせていただきます(本書面「22. 専門用語解説ロスカット」及び「15. ロスカットについて」も併せてご確認ください)。

- *メールアドレスの変更のお届けがされていない場合や、携帯電話メールアドレスでのドメイン指定または一部メールドメイン等で、当社から配信したメールを受信できない場合、証拠金不足の連絡が届かずポジションが自動的に決済されることがありますので資金の管理はご自分の責任でしっかりお願いします。
- *当社より追加証拠金預託要請を受けたお客様が、出金依頼のお申込みをされている場合、当社側で当該出金依頼を取消させていただくことがあります。
- *法人のお客様には上記が適用されません。法人のお客様の場合、証拠金残高が維持証拠金の100%を割り込んだ時点でロスカットとなります。

h) MT4 取引システムにおける指定決済時の証拠金について

MT4 取引システムをお使いの場合、指定決済を行わない場合、売り買いそれぞれのポジションがオープン・ポジションとしてそのまま口座に残留いたします。この場合、証拠金は売り買いそれぞれの残存ポジションの総額が多額な側に掛かることとなります。両建ては、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントのスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

指定決済を行わず損益が確定していないオープン・ポジションを放置しますとこのようにお客様に不利に働く場合もございますので、両建てのオープン・ポジションを解消する場合は MT4 取引システム上での注文の変更・取消機能内の「両建て解除」を使い残存ポジション決済の確定をされます様お願いいたします。

i) 証拠金率の変更申込み – 「マイアカウント」または「レバレッジ変更依頼書」より変更いただけます(一部法人のお客様を除く)。

j) その他 — お客様のお取引状況により当社の判断で、証拠金の預託上下限額、保有ポジションの上限額及びレバレッジの変更を制限させていただく場合があります。

21. 契約の終了について

本契約は、お客様又は当社により終了されるまで効力を有し続けるものとします。

(i)お客様が提供取引のオープン・ポジションを有さず、且つお客様が当社に対するいかなる債務も負っていない場合であって、(ii) 口座解約届にて 106-0041 東京都港区麻布台 1-11-9CR 神谷町ビル フォレックス・ドットコムジャパン株式会社 クライアントサービス宛に郵便、FAX 又は画像添付メールのいずれかにて当社宛に 3 日前の書面による通知を行った場合であって、さらに、(iii) 当社が当該口座解約届の受領を確認した場合には、お客様は、本契約を終了させることができます。

当社は以下の事由発生時に当社の独自の裁量と判断により、お客様に事前の通知なくいつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。この場合当社は顧客取引契約書第 9 条内各条項に則してお客様の勘定でお客様のオープン・ポジションのロスカットを執行する権利を有するものとします。

(i)	お客様が本契約又は適用法規制等に違反した場合、または顧客取引契約書第 9 条適用の場合
(ii)	お客様の取引方法または手段(取引に使用するプログラム、ソフトウェア、システム、機器または装置を含む)が当社並びに当社カバー先、提携先のシステム、機器他に障害を与えるまたは当社がその可能性があると判断した場合
(iii)	お客様及びその開設口座に適用法規制等で定義された反社会的勢力が関与していたことが判明した、又は当社がそうみなした場合
(iv)	口座開設日以降 120 日以上お取引口座にお取引又は資金移動がない場合

何れかの当事者による終了は、本契約規定の双方の権利義務を毀損するものではなく、事前に締結した契約又はその他の取引に影響を及ぼさないものとし、本契約に定められた義務について当事者を免責しないものとし、また、不足額に起因するいかなる債務からもお客様を免責しないものとします。

22. 専門用語解説

取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ内「なんでも用語集」も併せてご参照下さい。

ネット: 取引通貨側の単位で、通貨ペアごとの現在ポジション総額を表示しています。売り持ち(ショート)の場合は赤字でマイナス表示され、買い持ち(ロング)の場合は黒文字で単純表示されます。

平均値: 複数のポジションの平均持値、又は該当通貨ペアの1ロットあたりの単純平均持値。

損益: 現在の実勢レートにて決済すると仮定した際に発生する損益を円資金口座では日本円価で表示しています。

ピップ損益: ポジションの平均持値レートと現在の取引レートの乖離を表示しています。

口座残高: 全ての預かり金から「スワップポイント」、「確定損益金」、「未確定損益金」、「出金額」を合算した金額です。

確定損益金額: 当日の取引が以前の保有持高を相殺する事で発生した全ての利益、損失を合計して残った損益を指します。当日の取引日終了時点で、この確定損益金はお客様の口座残高に計上されます。

未確定損益金額: 全ての保有持高を仮に現在レートで決済した時の暫定収益／損失の総額で、実勢レートに連動して金額は変動します。

証拠金残高: 口座残高に、確定損益と未確定損益を合計した金額を意味します。

ロスカット: お客様がお持ちのポジションが、口座別にあらかじめ設定された維持証拠金の額(本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」の記載をご参照ください。)を割り込んだ場合、当社の裁量と判断によりお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部をロスカットさせていただきます。尚、ロスカットの際は通常お客様の口座残高維持に最も影響を与えるオープン・ポジションから決済を行いますが、この方法は必ずしもお客様に対する義務として当社を拘束するものではありません。

証拠金の返還: 余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、「マイアカウント」画面より出金依頼をお申込み願います。出金依頼の受領確認後、原則4銀行営業日以内に登録金融機関口座へお振込み致します。

リミット注文: 指定したレートで売る、又は買う注文(指値注文)。成行注文を除きます。買いのリミット注文は一般的に取引用の売値が、注文で指定するレートと同じか下回る時に指定されたレートで執行されます。売りのリミット注文は一般的に取引用買値が、注文で指定するレートと同じか上回る時に指定されたレートで執行されます。

成行注文: 現行市場のレートで売る、又は買うための注文のこと。買うための注文は取引用売値で執行され、売るための注文は取引用買値で執行されます。

OCO 注文: 二種類の注文を組み合わせて、お互いの注文が係わり合いを持つように設定しており、もしもどちらか片方の注文が先に執行されると、残ったもう片方の注文は自動的に取り消されるようになっています。

ストップ(ロス)注文: レートが意図しない動きをするような市場状況下で、もしもの動きに備えて指定した水準に市場が動いた時に保有ポジションが決済されるように、現行市場と離れている特定のレートで買う、又は売るための注文のことです。この種の注文は、お客様が希望しない水準に設定したストップロス注文レート(スリッページ設定を含む)近辺で概ね成立することになります。買いのストップロスの場合、売値と同等か若しくはそれを越えた時に実行されます。売りのストップロスの場合、買値と同等かそれ以下になった時に実行されます。

デイオンリー注文: 当日限りの指値注文で、注文があった日の 17:00(米国時間)まで有効な注文のことで、成行注文を除きます。

GTC 注文: お客様が取消すまで有効な注文。(但し、当社 FOREXTrader の場合、注文設定時、もしくは途中で注文を修正した日から 90 日間のみ有効です。90 日過ぎましたら、自動的にキャンセルされます)。

原資産: 商品 CFD 取引において、取引の対象となる商品(資産)。貴金属の CFD 取引の場合、原資産は金または銀となります(当社商品 CFD の場合)。

参照市場: 商品 CFD 取引において、顧客への提示価格が形成される拠り所となる市場を指します。当社商品 CFD の場合、北海ブレント原油 CFD の場合は ICE(インターコンチネンタル取引所)が参照市場に相当します。

最終取引日時: 商品 CFD(金・銀を除く)における未決済残玉の決済期限。粗糖 CFD の場合 2、4、6、9 月第 3 水曜日の 18 時(米東部標準時間)。

23. 商品 CFD 取引について

当社では商品 CFD 取引を商品先物取引法に準じて皆様に提供し、また同法令で定められた禁止行為等(本書面「11. 取引に関する禁止行為」をご参照下さい)も行うことはございません。また当該取引も取引額がお客様の預託金をはるかに超える取引であるということと、当該取引における以下の点を特筆事項とさせていただきますので、お取引を始める場合は下記並びに再度本説明書をよくお読みいただいた上でお取引の開始をお願い申し上げます。

ア) ロールオーバー制(金・銀のみ)

オープン・ポジションは日々ニューヨーク市場終了時にロールオーバーの対象となります。ロールオーバー・スワップの受取又は支払は金自体が持つリースレートと決済通貨の金利比較により決定されます。また、当該ロールオーバーレートは経済環境、市場状況その他の要因により変動する場合があります。その結果、お持ちのポジションによっては損失が発生いたします。また当該スワップ及び提示価格は買いポジション適用レートと売りポジション適用レートの間値差が存在し、この値差は変動する場合があります。尚、金・銀以外の商品 CFD に関しては、上記のように日々ロールオーバーやスワップの受取・支払等は一切行われませんが、予め決められた最終取引日時(別紙参照)までにお客様ご自身で反対売買を行って頂きます。当該日時までに反対売買が行われなかった場合は、当社の独自の裁量でオープン・ポジションの強制決済を行います。また、その場合発生した損益はお客様の勘定で清算が行われます。

イ) 証拠金(率)・ロスカット

証拠金率は5%以上(レバレッジ20倍以下)となります。また市場動向による価格変動に伴いロスカットも外国為替証拠金取引同様に生じる場合がございます。この場合は同一口座で他の原資産に基づく CFD の市場変動を理由とした、当社の裁量と判断による口座内オープン・ポジションの一部又は全てに対するロスカットも含まれます。また、証拠金の預託方法、証拠金残高が維持証拠金を割れた場合の扱い、MetaTrader4 取引システム使用の際の指定決済に関する証拠金の計算方法等は外国為替証拠金取引に準じます(詳しくは本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」及び「15. ロスカットについて」をご覧ください)。

ウ) 手数料

当該取引の取引手数料は無料です。一定の条件下で口座管理料の課金を行う場合があります(詳しくは、本書面「7. 手数料について」をご覧ください)。またクーリング・オフの対象外となります。お客様の誤入力による約定後は、入力ミスを理由とした錯誤を原因として約定の取消や無効を主張する事ができなくなる等の不利益が契約者に生じます。またこれに起因して

発生するお客様の損失一切に関して当社は免責となります。

エ) カバー先・入出金について

当該取引におけるカバー先並びに入出金手続きなどについては外国為替証拠金取引に準じます。

オ) リスク

当該取引も外国為替証拠金取引同様下記リスクが存在し、それらに起因してお客様に損失が発生する可能性があります。以下はその一部です。

- a. 提供する価格は売値と買値があり両者には値差があること、その値差は市場環境により変化するリスク
- b. 取引額が証拠金を超える額になること、また証拠金を超える損失が発生するリスク(元本を超える損失はお客様に清算責任がございます)
- c. 商品 CFD 取引における原資産及び円ドルの外国為替相場の変動により損失を被るリスク(当該損失は、元本である証拠金を超過する可能性があり、損失が証拠金を超過する場合には、お客様は追加して清算金を支払う義務がございます)
- d. 市場変動、商品CFD 取引の参照市場(取引所)の規則(その改変を含む)、決定事項、命令、事情、政治経済上の重大事件、不可抗力他によりお客様の取引が困難又は不能もしくは予期せぬ約定結果の発生もしくは予期せぬ損失が発生するリスク
- e. 年末年始、週末週初、商品 CFD 取引(金・銀)のロールオーバー時、金・銀を除いた商品 CFD 取引で原資産の参照市場において取引価格提示の対象となる(中心)限月交代時の流動性変化によるリスク
- f. 当社及びカバー先の信用の重大な変化によるリスク
- g. システムトラブル、通信障害他技術上の問題からお客様の取引執行又は注文の発注、取消、訂正、確認が遅延又は不能となるリスク
- h. 上記以外の要因によるリスク
(本書面「4. 当社その他の者の事情及び状況の変化による損失の危険性」、「5. 注文が行えない可能性」、「6. ロールオーバー及びロスカットに係わるることについて」も今一度併せてご参照下さい。)

24. 特定投資家制度

本契約のお申込みをされる特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定するものうち、同項第4号に規定するものに限り)のお客様は、特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。なお当社ではお客様から特段の要求が無い限りにおいてす

べてのお客様を特定投資家以外のお客様として取り扱わせていただくものとします。

25. その他

外国為替証拠金取引並びに商品 CFD 取引に関するその他諸事案の発生に関して、当社は以下のとおり取り扱わせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

ア) マニフェスト・エラーについて

技術上の理由から上記取引における提示価格に明らかな誤り又は不正確(マニフェスト・エラー)が発生した場合、当該価格による約定はお客様に事前の通告なくすべて無条件で実際の市場価格に変更又は約定自体の取消をさせていただきます。その場合お客様に発生する損益についてもこれを変更又は取消させていただく場合がございます。

イ) 取引プログラムに起因して発生する障害の回避

市販又は自身で作成された取引プログラムをお使いの場合並びに1つの口座で一度に複数のそうした取引プログラムを用いて取引を行っている場合、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー他機器に対して過剰な負荷並びに障害を与える場合がございます。このような場合お客様並びに他のお客様に対し、機器の不調並びに緊急停止他による取引不能と約定確認遅延、注文発注・確認・取消・訂正等の不能、遅延、予期せぬ約定による損失並びにそれに伴う元本超過損が発生する可能性もあります。その場合、当社の判断により 1) 当該プログラムの使用によって約定された取引の変更又は取消をさせていただく場合があります。また、安全面の観点から、2) 事前通告なく当該プログラムをお使いのお客様の取引システムへのログイン停止並びにオープン・ポジション強制決済を伴う取引の停止、または当社による顧客取引契約書第 19 条に従い、お客様との取引契約を終了させていただく場合がございます。そのため、お取引を行わない場合、口座内に十分な預託金がない場合および余剰証拠金が十分でない場合は、そうしたプログラムの使用を一切お控えくださいますようお願い申し上げます。また当社並びに当社カバー先または提携第三者から提供または貸与された取引システムにつき、安全性確保の観点から当社により禁じられた、または推奨されない方法での使用もこれを固くお断り申し上げます。

尚、当社ではお客様が独自に使用又は作成の取引プログラム並びに関連する事柄、及び当社の金融商品に関連して当社提携先または第三者が提供するサービスまたはプログラムに関する修復及びサポートは行っておりません。

ウ) 機会損失について

本書面記載のリスク又は規定(それに伴う措置を含む)により、お客様に発生する機会損失について当社は免責とさせていただきます。

エ) その他

(a)お客様におかれましては、お取引に際し適用法規制、自主規制団体並びに市場参加者で構成する各団体の規定の遵守をお願い申し上げます。

(b)一定期間入出金又はお取引実績のない口座は当社の判断で事前通告なく凍結をさせていただきます場合がございます。

(c)当社に口座を開設して提供取引を希望する場合は、口座開設申込書に本人確認書類として、運転免許書、パスポート、各種健康保険証、外国人登録証明書(外国籍の日本国内居住者)、住民票(取得後3カ月以内)の写しのいずれか1点を添付して提出するものとします。また、法人の方は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)と社印(代表者印)の印鑑証明書並びに取引担当者の本人確認書類を提出するものとします。尚、お客様が当社にご登録のご住所、姓名、電話/FAX番号、電子メールアドレス等が変更となる場合は直ちに当社まで変更のご連絡をお願いします。尚、登録情報の変更が行われず当社が連絡を取れないお客様、登録情報が実際と異なるお客様、又は口座開設完了報告書が宛先不明で当社へ返送されたお客様の口座について、当社は事前通告なくこれを閉鎖させていただきます場合がございます。その際オープン・ポジションが存在していた場合は当社の裁量によりお客様の勘定でこれを清算させていただきます。また清算により元本超過損が生じた場合においてもお客様に清算義務がございます。また、(言動による直接的並びに間接的な手段を含めた)お客様の暴力威圧的要求行為及び法的な責任を超えた不当な要求行為(これらに限らない)等により当社がお客様との取引継続を不适当もしくは困難と判断した場合、不正な手段、手続き、事実と異なる情報を用いての口座開設と取引が判明した場合(又は当社がそう判断した場合)は顧客取引契約書第19条並びに本書面21条「契約の終了について」を適用し契約を即時終了いたします。尚、その場合のロスカットによる損失(元本超過損を含む)はお客様の勘定でこれを清算させていただきます。

(d)特定の条件下で限定的に電話でのお取引又はご指示を受け付ける場合は、事前に当社ホームページ等で告知をさせていただきます。

(e)当社ではお客様宛のご連絡またはご案内を当社ホームページ上及び電子メールにて行う場合がございます。特に電子メールにてのご連絡やご案内に関しては必ずご一読をお願い申し上げます。また、顧客取引契約書第13条で記載のとおり、当社からのメールは(インターネット・サービス・プロバイダー等の)送信代理人によって受領された時点で、有効と規定され

ておりますので、この点に関しましてはご注意をお願い申し上げます。

(f) 外国為替証拠金取引と商品 CFD 取引は同一口座において、取扱はいたしておりません。別々の口座を申込みください。

(g) 口座開設の申込みを提出されたお客様には、口座開設手続き及び入金手続き等のサポートや取引システムの使用方法をはじめとした取引一般に関するご不明な点及び開催中のキャンペーン等のご案内並びに新商品のご紹介等を目的として、当社より電話又はメールにて御連絡をさせていただく場合がございます。

平成 24 年 4 月 20 日改訂